

# 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」

東京大学消費生活協同組合

東大生協の職員が、その個々の能力を発揮し、仕事と生活の調和を図りつつ、将来に亘って働き続けられるための就労環境の整備と改善を行うため、次のように行動計画を策定する。

## 1. 計画期間

令和 7 年 1 月 1 日～令和 8 年 12 月 31 日までの2年間

## 2. 内容

**目標1：計画期間における男性労働者の育児休業等・育児目的休暇の取得率 50%以上を目指す。**

<対策>

令和 7 年 1 月 1 日～

育児休業制度について職員への周知をはかり、出産(配偶者を含む)の申し出者に対して、個別に育児休業制度について案内し意向確認を行う。

令和 8 年 1 月 1 日～

男性職員の育児休業の取得率等を検証し、育児休業制度の利用促進のための周知のあり方について見直しを行う。

**目標2：令和 8 事業年度(令和 8 年 3 月～令和 9 年 2 月)における各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を、全てのフルタイム労働者は 30 時間未満、25～39 歳のフルタイム労働者は 45 時間未満にする。**

<対策>

令和 7 年 1 月 1 日～

法定時間外労働の原因の分析等を行う。

令和 8 年 1 月 1 日～

各部署における問題点の検討及び研修を実施する。

**目標3：年次有給休暇の取得日数を令和 5 事業年度比で1人当たり平均年間 10%伸長する。**

<対策>

令和 7 年 1 月 1 日～

個人別の年次有給休暇の取得状況を把握し、有給休暇の取得率の低い部署や職員について各部門長に情報共有を行い、職員へ有給休暇取得を定期的に呼びかける。

令和 8 年 1 月 1 日～

前年度の有給休暇取得状況を各部門長に共有して、各職員へ有給休暇取得を定期的に呼びかける。